

公共経営稲門会 規約

第一章 総則	第三章 会員
(名称)	(会員)
第1条 本会は、公共経営稲門会と称する。	第4条 早稲田大学公共経営大学院専門職学位課程、政治学研究科修士課程、博士後期課程のいずれかを修了した者は誰でも本会の会員となる資格をもつ。
第二章 目的及び事業	
(目的)	2 ただし、前項に該当しない者でも、会長又は顧問が認めれば、本会会員となる資格を得る。
第2条 本会は、会員相互及び会員と早稲田大学教職員、在籍学生等関係者間との交流を通し、親睦を深め、社会貢献と自己研鑽を図り、広く公に資するネットワークを構築することを目的とする。	3 会員になることを希望する者は、会長に入会申込書を提出し、その承諾を受けることにより、本会会員となることができる。
(事業)	(会費)
第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。	第5条 本会の会員は会費を納入する。
(1) 会員総会の開催	(1) 会費 1口 1,000円。会員は3口以上、新入会員は1口を年会費として納入する。
(2) 本会の会員名簿等会員に関する資料の作成及び管理	(2) 会費は、毎年3月1日から3月31日の間に次の会期分を納める。
(3) その他会員総会で適当と認められる事項	(除名)

第6条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、会員総会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 本会の規約に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) 法令に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会員総会の議決に先立って当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第四章 役員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 2 人以内
- (3) 幹事 20 人以内
- (4) 監事 2 人

2 幹事のうちより、次の役員を選任する。

- (1) 幹事長 1 人
- (2) 副幹事長 5 人程度

(3) 会計 1 人

(選任)

第8条 会長、幹事長、副幹事長、監事等役職者は、会員のうちから会員総会において選任する。

(任期)

第9条 役員任期は6月1日から翌年5月末日までの原則1年とする。ただし、再任の場合は連続最長3年とする。

(解任)

第10条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、これを解任することができる。

- (1) 本会の規約に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 法令に反する行為をしたとき

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(会長)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理す

る。

2 会長にその職務を遂行できない場合には、会長が指名した副会長が、その職務を代行する。

3 会長は、出納責任者を務める。

(副会長)

第12条 副会長は、会長を補佐すると共に、会員間の連携が深まるよう務める。

(幹事長)

第13条 幹事長は、会員総会及び同窓会の開催準備、運営業務を執行する。

2 幹事長にその職務を遂行できない場合には、幹事長が指名した副幹事長が、その職務を代行する。

(副幹事長)

第14条 副幹事長は、幹事長を補佐し、会員総会及び同窓会の開催準備、運営業務を執行する。

(幹事)

第15条 幹事は、幹事長及び副幹事長の業務を支援する。

(会計)

第16条 会計は、経理責任者として口座、収支計画、会計帳簿を管理する他、寄付の徴収に当たる。

(監事)

第17条 監事は、本会の経理および執行に関する監査を行う。また、会員総会において年次会計報告をなし、その承認を得る。

(顧問)

第18条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、現任及び退任の教職員のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の求めに応じて、本会の運営等に関して助言を行う。

第五章 会議

(種別)

第19条 本会の会議は、会員総会とする。

(会員総会の構成)

第20条 会員総会は、会員をもって構成する。

(会員総会の召集)

第21条 会長は、毎年1回、会員総会を招集しな

なければならない。

2 会員総会は、原則、毎年5月に開催する。

(会員総会の議長)

第22条 会員総会の議長は、会長とする。

2 議長は、議案審議の進行を総括する。

(会員総会の議決事項)

第23条 会員総会では、この規約に別に定める事

項のほか、次の事項を議決する。

(1) 本会役員の選任に関する事項

(2) 顧問が必要と認めた事項

(3) その他会務の執行に関する重要事項

(会員総会の議決権)

第24条 会員総会の議決は、出席者の半数によ

り、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

第六章 会計

(運営経費)

第25条 本会の経費は、寄付金などを以てこれに

あてる。

(会計年度)

第26条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3

月31日に終わる。

(会計報告)

第27条 会計は役員がこれを管理し、会員総会で

結果をなし、その承認を得なければならない。併

せて、監事は同窓会において会計監査の結果をも

とに会計処理の適正化を報告しなければならない

い。

第七章 細則

(解散)

第28条 本会は、会員総会の決議により解散す

る。

2 本会が解散するときは、会員総数の3分の2以

上の承諾を得なければならない。

(規約の変更)

第29条 本規約は、会員総会において出席者の3

分の2以上の同意がなければ、変更することがで

きない。

(細則)

第30条 その他細則は、別に定める。

2 所在地は原則として幹事長の自宅に置く。

附則（平成22年10月16日会員総会決定）この
規約は、平成22年10月16日から施行する。

附則（平成23年10月29日会員総会決定）この
規約は、平成23年10月29日から施行する。

附則（平成24年10月27日会員総会決定）この
規約は、平成24年10月27日から施行する。

附則（平成26年2月22日会員総会決定）この規
約は、平成26年2月22日から施行する。

附則（平成26年10月19日会員総会決定）この規
約は、平成26年10月19日から施行する。

附則（平成28年6月4日会員総会決定）この規約
は、平成28年6月4日から施行する。

附則（平成29年5月20日会員総会決定）この規約
は、平成29年5月20日から施行する。

附則（令和4年1月15日会員臨時総会決定）この規
約は、令和4年1月15日から施行する。